

第2編

基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

第1編「総論」でまとめた社会情勢の変化や市民の意見などに基づき、第6次総合振興計画におけるまちづくりの基本理念を次のように定めます。

市民と行政がともにまちをつくる

市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識し、共通の課題に協力して取り組む「協働」によるまちづくりを進めます。

なお、共通の課題に取り組む協働の相手となる「市民」とは、市内に住み、働き、学ぶ人など生活の関わりを有するすべての人及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体を指しています。

だれもが住み続けたいまちをつくる

「安全」で「安心」なまちづくり、子どもから高齢者までのだれもが、住んでみたい、住み続けたい、住んでよかったと思える、健やかで、子育てしやすい、安らぎのあるまちづくりを進めます。

魅力を創り、伝え、誇れるまちをつくる

これまでに培ったまちの魅力にさらに磨きをかけ、幸手の人、自然、歴史、文化を活かした新たな個性や魅力を創出し、これら魅力を次世代に伝え、市内外へ広く発信していくことで、市民が郷土に誇りと愛着を持てるまちづくりを進めます。

第2章 幸手市の将来像

1 将来像

基本理念に基づき、幸手市の将来像を次のように定め、その実現を目指します。

みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手

市民と行政の協働によりともにまちづくりを考え、そして実践し、子どもから高齢者までのだれもが活躍し、笑顔で暮らし続けられる、幸せを手にするまちの実現を目指します。

2 将来人口

わが国の人口は2008（平成20）年をピークに減少傾向に転じ、多くの自治体が本格的な人口減少社会の到来を迎えています。

本市の人口も、少子高齢社会の進展により、1995（平成7）年をピークに減少に転じ、特に自然増減（出生・死亡）における減少が大きくなっています。

現在の人口推移をもとに推計を行うと、2028（平成40）年には約46,200人と推計されます。

また、将来人口の構成は、年少人口比率および生産年齢人口比率が減少し、老年人口比率および後期高齢者人口比率は増加することが想定されます。

表 現在人口と将来推計

		2018（平成30）年	2028（平成40）年
人口（1月1日現在）		51,939 人	約 46,200 人
構成比	年少人口 （～14 歳）	10.6%	9.1%
	生産年齢人口 （15～64 歳）	57.5%	53.7%
	老年人口 （65 歳～）	31.9%	37.2%
	後期高齢者人口 （75 歳～）	13.4%	23.6%

このような状況を踏まえ、本市では第6次幸手市総合振興計画での施策を行うことで、人口減少の速度を緩めます。

その結果、2028（平成40）年における目標人口をおおむね47,000人とします。

3 土地利用構想

本市は、面積33.93km²、市域は東西8.8km、南北7.6kmとなっており、土地は、限りある貴重な資源です。市民生活の充実や市内産業の発展に向け、この貴重な土地を有効かつ計画的に活用していくため、各地域の特性に配慮した長期的視点でのゾーニングの方向性を示す土地利用構想図を策定します。

○複合市街地ゾーン

幸手駅周辺については、駅利用の利便性を向上させつつ、商業、サービスなどの都市機能の集積を図り、まちの顔となる拠点を形成します。

また、歩道など交通環境の整備に努め、歴史や街並みを形成してきた既存の地域資源を活かしつつ、にぎわいを創造し、安全で回遊性の高い中心市街地の形成を図ります。

○住居系ゾーン

市街化区域においては、生活道路や公園、公共下水道などの都市基盤が整備された良好な住居系市街地の形成を推進します。

○工業系ゾーン

幸手工業団地、幸手ひばりヶ丘工業団地および幸手中央地区産業団地については、良好な環境や景観の保全を図ります。

また、新たな工業系土地利用の適地検討を行い、周辺の農地や住宅地などの環境に十分配慮し、基盤整備の促進と優良な企業の立地誘導に努めます。

○産業系土地利用検討ゾーン

周辺の住宅市街地や営農環境との調和を保つとともに、幹線道路の交点となる都市的土地利用のポテンシャルの高さを活かした産業系などの土地利用を検討します。

○沿道サービス系ゾーン

国道4号バイパスの広域交通の軸と都市計画道路※などの交点の機能を活かし、沿道サービスなどによる立地誘導に努めます。

○田園居住ゾーン

市街化調整区域の緑豊かな周辺環境に配慮しつつ、田園風景と調和したゆとりある居住環境の整備に努めます。

また、国道4号線など幹線道路沿道については、周辺環境に配慮し、沿道サービス機能の誘導に努めます。

○田園ゾーン

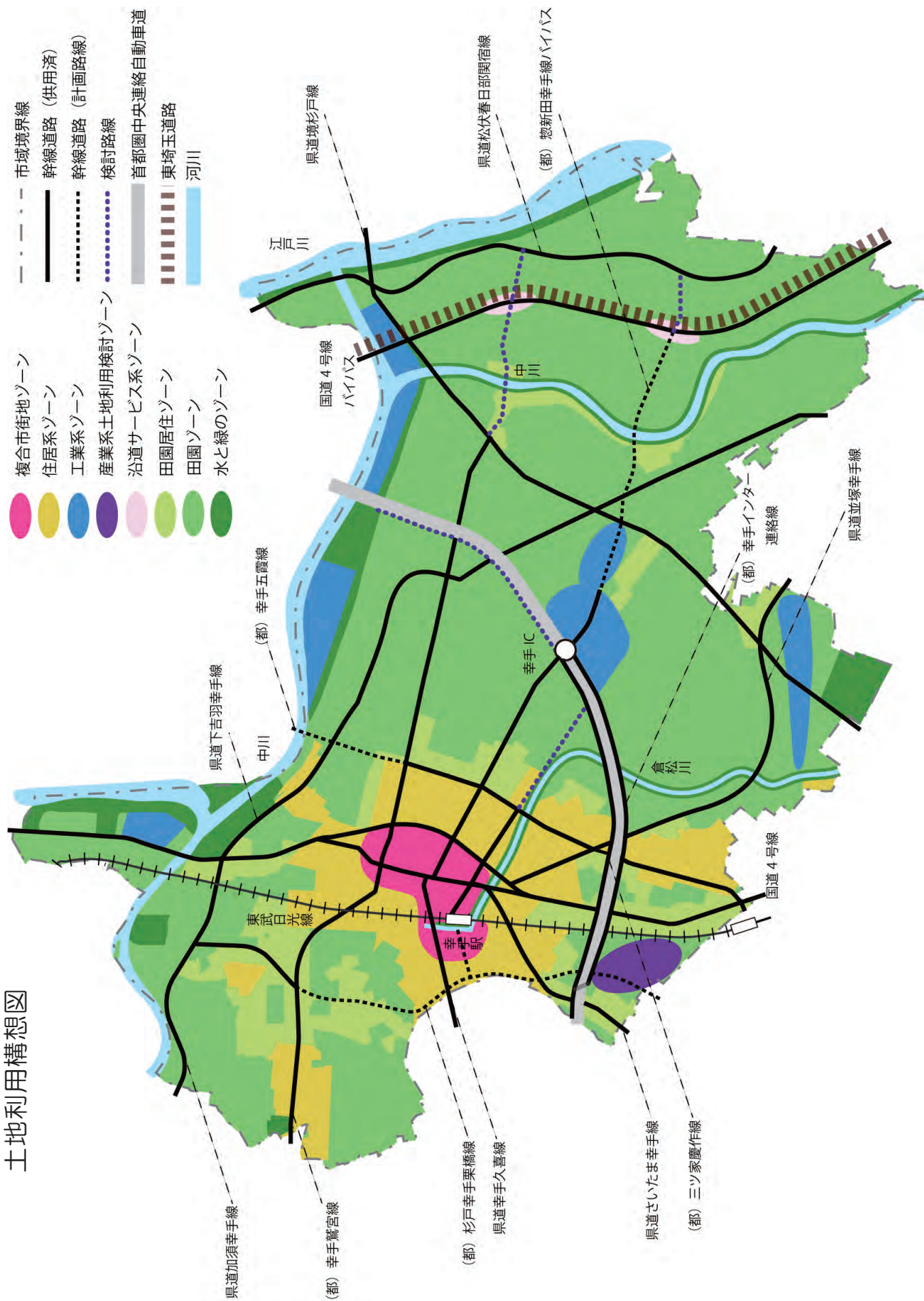
良好な農地の保全と確保に努め、緑豊かな田園風景を維持し、農業の活性化を図ります。

また、農用地の集積・集約や農業生産基盤の整備を推進するとともに、農業後継者の育成を支援し、営農環境の整備を図ります。

○水と緑のゾーン

権現堂公園、幸手総合公園、中川、江戸川、倉松川周辺については、水辺や緑地の保全・整備を図ります。

土地利用構想図



第3章 施策の大綱

将来像の実現を目指し、「まちづくりの基本理念」に基づく次の政策のもと、計画的な行政運営を進めます。

1 子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち（子育て・教育）

安心して子どもを産み、子育てができるとともに、子どもがいきいきと育つよう、子育て世代への支援を充実し、地域や社会全体で子育てをする環境の整備を推進します。また、子どもの豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ教育の充実と、子どもたちが安心して学ぶことができる学校環境の整備を推進するとともに、地域と協力して青少年の健全育成を推進します。

政策	施策
1 子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち （子育て・教育）	1 子ども支援の充実 2 子育て環境の整備 3 学校教育内容の充実 4 学校教育環境の整備 5 青少年の健全な育成

2 市民が学び、市民が活躍できるまち（協働・文化・人権）

市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めていくために、地域活動を通じたコミュニティの育成・支援を推進します。また、市民が自発的な生涯学習や文化活動に取り組むための学習環境の充実に努めるとともに、一人ひとりの個性と人権が尊重されるよう人権教育・啓発をはじめとする各種施策を推進し、男女がともに参画できる社会の確立に向けた推進体制の充実を図ります。

政策	施策
2 市民が学び、市民が活躍できるまち （協働・文化・人権）	1 市民との協働の推進 2 コミュニティ活動の支援 3 社会教育の充実 4 歴史・伝統文化の継承と活用 5 人権尊重意識の高揚 6 男女共同参画の推進 7 平和・国際交流の推進

3 いつまでも健康で安心して暮らせるまち（福祉・健康）

だれもが住み慣れた家庭や地域でいきいきと暮らせるよう生活支援体制の充実を図り、生きがいつくりと介護予防を推進するとともに、地域で支えあう仕組みづくりを進めます。また、健康づくりや病気の予防に対する支援を推進し、いつでも必要な医療が受けられるよう、関係機関との連携体制を強化し、地域の医療体制の充実に努めます。

政策	施策
3 いつまでも健康で安心して暮らせるまち （福祉・健康）	1 地域福祉の推進 2 障がいのある人への支援 3 高齢者支援の推進 4 健康づくりの推進 5 地域医療体制の充実 6 社会保障制度の円滑な運用

4 安全・安心で環境にやさしいまち（防災・生活・環境）

災害や事故など、さまざまな危機を想定した体制の強化を図り、市民と行政が協力して防犯対策や交通安全対策などに取り組むことで、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、持続可能な循環型社会※を目指すため、市民や事業者、関係機関との連携により、リサイクルなどごみの減量運動である4R運動※や廃棄物処理対策を推進するとともに、地球温暖化対策などの環境保全にも積極的に取り組みます。

政策	施策
4 安全・安心で環境にやさしいまち （防災・生活・環境）	1 危機管理体制の強化 2 防災体制の推進 3 防犯体制の強化 4 交通安全対策の推進 5 消費者行政の推進 6 環境保全の推進 7 廃棄物の排出抑制

5 にぎわいと活力あふれるまち（観光・産業）

権現堂堤をはじめとする権現堂公園、日光街道に面した古くからの宿場町の面影を残す街並みなど地域資源を活用し、市内を回遊できる観光を促進するなど市民と連携してまちの魅力を高め、地域経済の活性化を図る観光を振興します。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手インターチェンジの開設に伴う利便性の向上および幸手中央地区産業団地の企業立地の好条件を活かして産業振興を図るとともに、企業、大学、商工団体などとの協働により中心市街地のにぎわい創出の促進や、市内商工業の活性化を目指し、創業支援などの取り組みを推進します。

さらに市役所内に設置したふるさとハローワークを活用した就職支援や、労働環境の充実に向けた取り組みなどを行うことで、働きたい・働きやすいと感じられるまちを目指します。

また、地域農業の推進を図るため、農業生産基盤の整備や農地の保全、地産地消の促進、担い手の育成などに取り組みます。

政策	施策
5 にぎわいと活力あふれるまち （観光・産業）	1 地域の特性を活かした観光の振興 2 商工業の活性化のための支援 3 雇用と労働環境の充実 4 地域農業の推進

6 だれもが快適に暮らせるまち（都市基盤）

幸手駅周辺の整備を推進するとともに、道路や公園など、都市機能の整備や維持管理を適切に行い、地域特性に応じた良好な住環境の形成を図ります。また、計画的な土地利用や利便性の高い公共交通ネットワークの形成、安全な水を供給するための施設・設備の維持管理や計画的な下水道整備を行い、快適な生活環境の確保に努めます。

政策	施策
6 だれもが快適に暮らせるまち （都市基盤）	1 計画的な土地利用 2 豊かな住環境の整備 3 雨水対策の推進 4 道路網の整備 5 公共交通の利便性の確保 6 安全な水の供給 7 生活排水対策の推進

7 市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち（行財政）

市や地域の魅力を市内外へ効果的に発信するためのシティプロモーション※を推進します。また、将来を見据え、必要性和優先度を考慮した健全な財政運営を行うとともに、複雑化・多様化する市民ニーズを的確に把握し戦略的な行政運営を行います。さらに、人事評価制度による適正な人事管理と研修の充実による職員的能力開発に努めます。

政策	施策
7 市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち （行財政）	1 情報発信・情報共有の充実 2 効率的な行政運営 3 健全な財政運営 4 信頼のある人材管理・育成